

第37回 日本高齢者大会 in あいち

全体会（11月23日） プログラム

オープニング	高六太鼓 300人うたごえ大合唱
開会宣言	司会者あいさつ
主催者あいさつ	高橋 淳 中央実行委員長
歓迎あいさつ	森谷 光夫 愛知実行委員会 代表委員
来賓あいさつ	金本 弘 さん 日本被団協東海北陸ブロック代表理事 愛知県原水爆被災者の会理事長
記念講演	藤井 克徳 さん NPO 法人日本障害者協議会代表
基調報告	畠中 久明 さん 中央実行委員会 事務局長
1分間スピーチ	11団体より

1. こどもたちにもう一人の保育士を！
2. 若者たち気候訴訟始める
3. 生存権裁判最高裁で勝利判決を
4. 会計年度任用職員をご存じですか
5. 学校給食の無償化実現を
6. 現行の保険証廃止撤回に向けて
7. 住民のいのちと暮らし守って
自治体キャラバン47年
8. ジェンダーILO 国際会議に参加して
9. 公共の再生をめざして
10. 安心して暮らせる場を求めて
11. 高齢者の怒り 後期高齢、介護保険等々

カンパの訴え／大会参加者紹介／特別決議

次回開催地発表・大会旗引継ぎ・次回開催地あいさつ

閉会あいさつ 渡辺 義巳 愛知実行委員会 代表委員

※資料

記念講演 障害者運動からの伝言

～人権は生きる力 新たな国際規範づくりにむけて … P1～

基調報告 … P15～

特別決議 … P19～

主催 第37回日本高齢者大会 in あいち
中央実行委員会／愛知実行委員会
後援 中日新聞社

●主催：日本高齢期運動連絡会／第37回日本高齢者大会 in あいち 記念講演

日時：2024年11月23日 11時10分～12時00分 会場：名古屋国際会議場

障害者運動からの伝言

人権は生きる力 新たな国際規範づくりに向けて

NPO法人日本障害者協議会代表／きょうされん専務理事 藤井 克徳

はじめに

- ・自己紹介
- ・講演のあらまし

I あれから半世紀、創ることと闘うこと

1. “ゼロから1”の営み

- 1) 障害の重い子どもや精神面に障害のある人たちとの出会い
- 2) 共同作業所づくりときょうされん（旧称は共同作業所全国連絡会）の結成に参加
- 3) 駅舎のエレベータ設置運動（西武鉄道小川駅 1982年に市民運動では日本初）

2. “人権裁判”で国に鉄槌

- 1) 障害者自立支援法違憲訴訟（応益負担制度の廃止 2010年和解的勝利）
- 2) 優生保護法賠償請求訴訟（被害者の尊厳回復と補償の実現 2024年最高裁大法廷にて全面勝訴）
- 3) いのちのとりで裁判（生活保護制度の改悪阻止、年明けにも最高裁判決）

II 政策水準をとらえる4つのものさし

1. 市民一般の暮らししぶりとの比較
2. 日本と同水準の経済力のある国との比較
3. 過去との比較
4. 当事者ニーズとの比較

III 二つの人権規範を関連付けながら

1. 日本国憲法
 - 1)平和の礎（第9条）
 - 2)人権のとりで（第13条、第14条、第22条、第25条など）
 2. 障害者権利条約
 - 1)条約とは
 - 2)批准された条約と一般法律との関係（憲法第98条）
 3. 二つの規範の共通点
 - 1)個人の尊厳を高々と
 - 2)秘められている運動の大切さ（憲法第12条、第97条）
- ※鶴見和子さん（故人）の短歌

九条はありても堰きと生ざざるを 無くては奈落へ雪崩ゆくらん
日本列島戦略基地に組み込まれ 修羅を招くやわが去りし後に

IV 障害者権利条約（以下、権利条約）の概要と本質

1. 制定の背景
 - 1)忌まわしい過去のうえに
 - 2)国連の人権規範の蓄積

3)国際的な障害分野の蓄積（ノーマライゼーション理念など）

2. どのようにして制定されたのか

1)メキシコ大統領の提唱（2001年11月）

2)延べ100回の審議（第1回～第8回までの特別委員会 1回の会期は2～3週間）

3)くり返された「私たち抜きに私たちのことを決めないで」

3. 内容のポイント

1)固有の尊厳

2)「他の者との平等を基礎として」（条約に35回登場）

3)新たな障害者観（医学モデルから社会モデルへ 障害の本質は社会の側に）

4)合理的配慮（すべての人権条約を通して初めて示された考え方）

4. 障害者権利条約に潜むすぐれた仕掛け

1)権利条約の進捗についての国別審査（日本の初審査は2022年8月）

2)日本政府に示された勧告（総括所見=評価書）

V 日本高齢期運動連絡会のみなさんへ 本大会参加者のみなさんへ

1. みんなで力を合わせてとりくむこと

1)高齢者政策の転換（高齢者施設の量と質の拡充、福祉労働者の待遇改善など）

2)「30%の有権者」の力を發揮（高齢分野政治の表舞台で、参政権の活用など）

3)国内人権機関の創設（他の人権分野と連携して）

4)高齢者権利条約（仮称）の制定に展望を

2. 一人ひとりに問われること、自分のペースと方法で

1)学ぶこと

2)つながること

3)伝えること

4)動くこと

vi むすび

◆添付資料

資料1 日本国憲法（抜粋）

資料2 障害者権利条約公定訳（抜粋）

資料3 国連障害者権利委員会総括所見（抜粋）

資料4 詩集『心から希望が切り離されないように』より二編の詩

◆書籍紹介（藤井克徳関連）

『えほん障害者権利条約』（汐文社 2015年）

『わたしで最後にしてーナチスの障害者虐殺と優生思想』（合同出版 2018年）

岩波ジュニア新書『障害者とともに働く』（共著 岩波書店 2020年）

JD ブックレット5『障害のある人の分岐点』（やどかり出版 2021年）

詩集『心の中から希望が切り離されないように』（合同出版 2024年）

日本国憲法 抜粋 1941年11月3日公布

前文

- ・われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社會において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。
- ・われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
- ・われらは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他国と対等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。
- ・日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第二章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的個人権の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的個人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の國民に与へられる。

第12条 この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ

第13条 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社会的關係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第25条 すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 國は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第四章 国会

第五章 内閣

第六章 司法

第七章 財政

第八章 地方自治

第九章 改正

第十章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試鍊に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵す

ことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第十一章 補則

前文

この条約の締約国は、

(a) 国際連合憲章において宣言された原則が、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、

(b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣言し、及び合意したことを認め、

(c) 全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、

(d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及び全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、

(e) 障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、

第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものと有する者を含む。

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由

を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

第五条 平等及び無差別

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第八条 意識の向上

- 1 締約国は、次のことのための即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。
 - (a) 障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
 - (b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。

第十七条 個人をそのままの状態で保護すること

全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態で尊重される権利を有する。

第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活す

るかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

(b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第二十条 個人の移動を容易にすること

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。

(b) 障害者が質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会を得やすくすること（これらを負担しやすい費用で利用可能なものとすることを含む。）。

(c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動のための技能に関する研修を提供すること。

(d) 移動補助具、補装具及び支援機器を生産する事業体に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

(c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するよう要請すること。

(d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。

(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

第二十九条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

(a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができる（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。

(i) 投票の手続、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。

(ii) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。

(iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。

(b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。

(i) 国の公的及び政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。

(ii) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。

第三十三条 国内における実施及び監視

1 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う一又は二以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。

2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。

3 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

第三十五条 締約国による報告

1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。

2 その後、締約国は、少なくとも四年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、その後の報告を提出する。

3 委員会は、報告の内容について適用される指針を決定する。

4 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、その後の報告においては、既に提供した情報を繰り返す必要はない。締約国は、委員会に対する報告を作成するに当たり、公開され、かつ、透明性のある過程において作成することを検討し、及び第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。

5 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することができる。

国連障害者権利委員会 日本の第1回政府報告／総括所見（政府訳 抜粋）

III. 主要分野における懸念及び勧告

7.(a) 障害者への温情主義的アプローチの適用による障害に関する国内法制及び政策と本条約に含まれる障害の人権モデルとの調和の欠如。

※JDF の訳は「温情主義」→「父権主義」

10.(b) 優生思想及び非障害者優先主義に基づく考え方に対処する観点から、津久井やまゆり園事件を見直し、社会におけるこうした考え方の助長に対する法的責任を確保すること。

34.(c) 精神科病院における、残虐で非人道的また品位を傷つける取扱いを報告するために利用しやすい仕組み及び被害者への効果的な救済策を設け、加害者の起訴及び処罰を確保すること。

42.(c) 障害者が居住地及びどこで誰と地域社会において生活するかを選択する機会を確保し、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にすること。

70.委員会は、締約国が、独立した監視枠組みに関する指針及びその委員会の活動への参加を考慮すること、人権の保護に関する広範な権限、及び十分な人的、技術的及び財政的資源を伴うパリ原則に完全に沿った国内人権機構を設置すること、また、その枠組みのなかで本条約の実施を監視するために、独立性、委員の障害の多様性及びジェンダー衡平の代表性を保障しながら障害者政策委員会の公的能力を強化することを勧告する。

72.委員会は、本総括所見に含まれる勧告を実施するよう締約国に要請する。委員会は、政府関係者及び国會議員、関係省庁及び地方政府職員、教育、医療及び法律の専門家等の関連する専門家集団の構成員並びにメディアが総括所見を検討し、行動するために、締約国が、現代におけるソーシャル・コミュニケーション戦略を利用して、本総括所見について伝達することを勧告する。

がむしやら

一つの目標に精魂を傾けていたあのころ
がむしやらが 私にぴったりと寄りそつていた

金はなかつたが 仲間がいた
自信はなかつたが 知恵はあつた

語り合つた分だけ 先がみえてきた
動いた分だけ 形になつていつた

行く先を見据えたがむしやらは 無謀とは違う
良き仲間がいるがむしやらは 独善とは違う

がむしやらは エネルギーの源
がむしやらには 夢の種がいっぱい

ふり返ると 目標が目標ではなくなつていた
前の方で生まれたての夢が手を振つて いる

道は続く 人は続く

藤井克徳『心の中から希望が切り離されないように』より

裏切らない

運動は固そう

そこから眺めると「ゴツゴツして見える

ほんとうは違う

弾力のある特製ゴムで満たされている

固そうでやわらかいのが運動

運動は息をしている

汚れた空気を吸うと黙つていられなくなる

理不尽なことに遭遇すると怒りたくなる

威張った人が向かってくるとひと言言いたくなる

苦しんでいる人を見かけるとたまらなく抱きしめたくなる

運動は何かを変える

他人の心を動かす

法律や制度を改める

社会に気づかせることができる

相手方から「そういうあなたは」と問われ自分も変わる

弾みのある運動はぶつかった分だけ豊かな未来を連れてきてくれる

すぐには返ってこない

それでもいつかはきっと

運動は正直

運動は裏切らない

藤井克徳『心の中から希望が切り離されないように』より

一刻も早い平和の訪れを願いながら――

57編を収録した、藤井克徳による初めての詩集。

心の中から 希望が切り 離されない ように



作家・クレヨンハウス主宰
落合恵子



忘れていたことを、思いださせてくれた。
たとえば……。言葉と言葉の間に挟まって
確かに在る、静かに深く確かな沈黙を。
祈りにも希望にも似たそれらを。
ほら、行間からいま溢れ出てくる。
両手を器にして、素手で受け止める。―― 落合恵子

目 次
ようこそ――ページを開く前に
戦争をまのあたりにして
人権は生きる力
私の心が描さぶられるとき
守っていただきたい
ファンタジーの向こうに
子どものみなさんへ
おしまいに



◆ふじい・かつのり
1949年福井市生まれ。
日本障害者協議会代表、
日本障害フォーラム副代表、
きょうされん専務理事。

●46判並製176ページ 定価=本体1400円+税

合同出版

申込書

心の中から希望が
切り離されないように
一藤井克徳詩集一

藤井克徳 [著]

定価=本体1400円+税

ご送付先 〒

お電話

FAXまたは
e-mail

お名前

申込先 きょうされん事務局

TEL 03-5385-2223 FAX 03-5385-2299

メール zenkoku@kyosaren.or.jp

〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18 東京都生協連会館4階

冊

基調報告

2024年11月23日

第37回日本高齢者大会 in あいち
中央実行委員会事務局長 畠中久明

はじめに

新年早々におきた能登地震は、災害支援の弱さ、原発の危険性、高齢者の災害関連死と人命を尊重しない政治の縮図が繰り返されました。1年前の東京大会では「ガザでのジェノサイドを許さない」の声を上げました。しかし、いまだにロシアによるウクライナ侵略、イスラエル・パレスチナ紛争が続いている。ガザでは4万3千人以上が命を落しています。国際紛争が絶えない中で、核抑止論や核共有が被爆国の日本でも声高に叫ばれています。このたび日本原水爆被害者団体協議会(被団協)に2024年ノーベル平和賞が授与されることになりました。核兵器廃絶を求める運動を長年にわたり取り組んできた者としてともに喜びあいましょう。

10月総選挙は数をたよりに悪法を強行採決してきた自公政権を過半数割れに追い込みました。そしてアメリカではトランプが大統領に再び選ばされました。社会が今後どのように動くのか、期待と不安が高まりますが、大事なことは大きな声をだせば政治が変わる新しい局面を迎えることです。こうした情勢の中、今年の高齢者大会は「世界中の戦争をなくそう！平和な地球と豊かなくらしをとりもどそう！すべての人が手をとり合って、飢えと貧困をなくそう！」をサブローガンに開催しています。全国から集い、世界と日本の今と未来を考え、日本国憲法にある日本の平和・人権をまもる運動をすすめる今年の日本高齢者大会は例年にも増して大きな意義を持っています。

1) 平和と人権尊重の確かな広がり

①石破首相は9月に米国のハドソン研究所に寄稿し、「アジア版NATOの創設」と「米国の核シェアや核の持ち込み」、いわゆる核共有を主張しました。被団協は「政治のトップが必要だと言っていること自体が怒り心頭」と厳しく批判しています。核共有とは自国の戦闘機に核爆弾を積んで投下する任務を持つということです。1970年に発行したNPT(核不拡散条約)、なによりも日本の国是である「非核三原則」を破るものです。核兵器が使われたら多くの人が被爆し悲惨な結果になることは日本の被爆者の体験が示しています。長年にわたる被爆者の核兵器廃絶の訴えが核保有国の手を縛り、ノーベル平和賞につながりました。そして、国連の核兵器禁止条約と平和賞受賞は世界の大道が核兵器をなくすとこにあるとこを明確にしています。今回の受賞を核兵器廃絶につなげていきましょう。日本政府に早期に核兵器禁止条約に参加するよう働きかけを強めましょう。

②優性思想により法律で不妊手術や妊娠中絶を強いたことは、国による戦後最大の人権侵害であるとして旧優生保護法補償法が国会で全会一致、成立しました。旧優生保護法は優性思想にお墨付きを与え命の選別を肯定し、誤った障害者観で差別を法制化しました。人権意識の向上や障害ある人への差別根絶の契機としていく必要があります。

③国連の女性差別撤廃委員会は日本の女性差別撤廃条約の履行状況を審査し政府に対して、夫婦同姓を義務付ける民法の規定の見直し、選択的夫婦別姓を導入するよう勧告しました。日本はジェンダーギャップ指数で146か国中118位と厳しい評価を受けています。「先進国の中で著しく取り組みが遅れている」と厳しい指摘があり、選択議定書の批准、最低保障年金制度の導入、沖縄など米軍の性犯罪も取り上げられました。

④2024年5月開催の第14回国連高齢化に関するオープンエンド作業部会が提出した勧告書が8月に国連総会にかけられました。勧告書は高齢者的人権保護のために条約の制定を含む国際的な枠組みを求めており、国連高齢者人権条約にむけた新たなステップへと動きだしています。日本高齢期運動サポートセンターと日本高齢期運動連絡会は2014年第5回作業部会より毎年参加し条約制定を働きかけてきました。高齢化という国際的な課題に直面しているにも関わらず日本政府は条約制定には後ろ向きです。国際連帯を強め、政府の姿勢を変えていきましょう。

⑤国内に政府から独立した人権擁護団体が必要です。政府から独立した人権機関とは、裁判所とは別に、人権侵害からの救済と人権保障を推進するための国家機関です。すでに世界各国では、人権を保護し、あるいは人権状況を監視する110の政府から独立した人権機関が設置されています。韓国では2001年に国家人権委員会が設立されています。国連の高齢者人権条約作業部会には各国から多くの国内人権機関が参加して発言し、条約制定を後押ししています。女性差別撤廃委員会から日本政府への勧告にも人権機関の設置に触れていました。高齢期運動も国内人権機関を設置できるよう広く諸団体と連携していくことが必要です。

2)高齢者をとりまく情勢

①2024年9月には6年ぶりの改定された「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。少子高齢化を理由に75歳以上の医療費窓口負担3割も加速すること、老後の生活は働いて支えろ、老後の生活費は金融投資で蓄財しろ、と自己責任を押し付ける内容です。今年4月には「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率を同じとなるように後期高齢者医療保険の制度改革改定がされました。高齢化が進む中で保険料を引き上る道を開いたと言えます。介護保険料も引き上げ、2022年10月から導入された後期高齢者の医療費窓口2割化は高齢者の健康を蝕んでいます。8月に厚生労働省が報告した2割化の影響調査でも、不十分な内容にも関わらず受診抑制が深刻化していることが明らかです。保険料負担、窓口負担増加で医療、介護が受けられないのが深刻化していることが明らかです。

は大きな人権侵害です。後期高齢者医療制度、介護保険制度、窓口負担を見直しさせる、憲法が保障する基本的人権がまもられる社会保障制度を要求していきましょう。

②10月27日の総選挙は裏金問題を解決できない自民党・公明党が大きく議席を失いました。一方で、選挙戦を通じて、高齢者バッシング、世代間対立をもちこむ政策がだされました。後期高齢者の医療費窓口負担3割や、尊厳死の法制化を公約にかけた政党もありました。少子高齢化を逆手にとって、社会保障費の増加をあたかも高齢者の責任にあるかのような主張が見られます。維新党首は公開討論の場で「受診を控えてもらう」と発言し、国民民主は公約に「尊厳死の法制化」と明記しました。全日本年金者組合と日本高齢期運動連絡会は高齢者のいのちの尊厳を脅かす政党に対して抗議をしました。

③2012年からの12年間で自民・公明政権は公的年金の支給水準を実質8%も削減しました。13年度から24年度の間に削減された年金支給額の合計は実に30億円を超えます。2023年の65歳以上の就業者数は過去最高の914万人、全就業者の4人に1人が働く高齢者、8割近く427万人はパートやアルバイト、契約社員、少ない年金収入を補填するために低劣な労働条件下で働くを得ない状況に追い込まれています。近年の物価高は高齢者の生活を圧迫しています。物価高に見合う年金の引きあげ、最低保障年金制度の導入、女性の低年金の引きあげ、無年金・低年金の改善のためにたたかいを強めましょう。

3)12月2日になっても「保険証を残せ」と、たたかいを強めよう

政府が国民の声も、医療現場の混乱も、次から次に起きるトラブルも無視し、何が何でも12月2日には健康保険証を廃止し、新規発行を行わない方針です。交付金をばらまき、圧力をかけても利用率は9月で13.87%に過ぎません。保団連のアンケートでは、7割の医療機関が資格確認や本人認証ができないなどのトラブルがあったと回答しています。そもそもマイナンバーの取得は任意です。マイナ保険証を作るのも使うのも個人の選択です。10月には政府広報でPRキャラクターが資格確認書とマイナンバーカードを両手に持つ始末です。「それなら資格確認書を現在の保険証にすればいいじゃないか」と当然の声が上がります。政府は来年3月24日よりマイナンバーカードと運転免許証を一体化させます。しかし、その後も現在の免許証は残ります。「通信が困難な状況でも運転資格を確認する必要がある」からというのがその理由です。「それならば能登地震の時に明らかなように、現在の保険証を残すことが、通信は困難な状況でも国民が安心して保険資格を証明できる」ではないか。マイナ保険証は現実社会にそぐわない制度、システムであることははっきりしています。マイナンバーカードを普及したいために国民から保険証を取り上げるのは、許されることではありません。保険証の廃止は国民皆保険制度の崩壊に繋がります。石破首相も林官房長官も総裁選挙で見直しを言っていました。国のトップの嘘つきを許さず、全国で「保険証を残せ」の声を大きくしましょう。12月2日には全国で抗議行動を起こしましょう。

4)かがやく高齢期をめざし、仲間のちからをあわせて前進しよう

①ひとりぼっちの高齢者をなくす運動の意義がますます大きなものに

今年65歳以上人口は最多の3625万人、総人口に占める割合も過去最高の29.3%になりました。その中で一人暮らしの高齢者が増加しています。日本高齢者大会が長年かけてきたひとりぼっちの高齢者をなくそうというとりくみは今日ますます重要になっています。そして、高齢者がかかる医療、介護、住まいの問題は深刻です。高齢者は自らが望むところで安心してくらすことを望みます。のために、国や自治体に対して介護職員の充実や施設の整備を要求します。また、たまり場やサロン活動、居場所づくり、仲間づくり、文化活動にとりくみます。

②高齢者のおかれている実態をつかみ、要求運動につなげよう

日本高連は2023年と2024年に「日本高齢者人権宣言検証会議」を開催し生活実態調査、生活相談・住居問題、自治体の人権のとりくみを宣言の視点から検証する作業を行いました。まだまだ試行錯誤中ですが、「高齢者に保障される人権 23項目」の視点からくらし、制度を検証し要求運動につなげる取り組みは、宣言をより身近なものにもします。全国で普及しましょう。

③日本高齢者人権宣言の学習を力に、広げよう

今年も各地で日本高齢者人権宣言の学習会が取り組まれています。また、自治体との懇談の場に「宣言パンフレット」を持ち込み、行政の担当者に高齢者の人権に対する理解を深めるよう働きかけもされています。この1年間さらに学習と普及をすすめましょう。

④高齢者大会をすべての県で開催しよう。高齢期の運動を地域にひろげ、強めよう

高齢期にはさまざまな困難が生じてきます。健康、くらし、聞こえ、交通・足、住まい、認知症など、高齢期ならでのさまざまな困難と要求があります。高齢者が一人の人間として尊厳を持って生きていくためにどの問題も軽視されない大切なものです。国や自治体の制度を変えていく必要がある問題もあります。こうした問題、要求は当事者の高齢者自身が先頭にたってたたかうことで展望が切り開かれます。地域の高齢期運動を前進させるため、全国各地で高齢者大会を開催し、交流を深め、高齢期の運動を地域に広げていきましょう。

さいごに

総選挙の結果、日本の政治情勢は大きく変わっています。この情勢をいかし、高齢者の要求を実現するための運動がもとめられています。2025年は戦後80年です。それにふさわしい日本高齢者大会が開催でいるようにこれから1年間の運動を強めていきましょう。

大会特別決議(案)

国民皆保険制度の崩壊につながるマイナ保険証の強制に抗議し、現行保険証の発行継続をもとめる決議

政府は、マイナ保険証に対する国民の不安・危惧や紙の保険証を残せ、の声を踏みにじり今年12月2日以降、新たな保険証は発行しないとしています。政府の報告では、マイナ保険証の利用は13.8%でしかなく、実に8割以上の受診者は紙の保険証を利用しているのが現状です。

マイナ保険証は、情報漏洩、利用時のトラブル、災害時に利用できない、高齢者施設等での管理、また障害者が利用しにくい等々多くの問題が指摘されています。さらに医療機関でも大きな負担になっており、廃院するところもでており、国民のいのちと健康に大きな影響がおきています。

現在も5人にひとりはマイナンバーカードを持っておらず、保険料払っていても保険診療を受けられない、皆保険制度の崩壊にもなりかねません。任意取得のマイナンバーカードに、国民全員強制加入の保険証を乗せることの矛盾が露呈しています。結局、保険者は保険証の代わりに資格確認証を発行せざるを得ません。資格確認証を発行するなら、現在の保険証を残せばよいのです。そうすれば国民にも行政関係者にも、国家財政にも余計な負担はかかりません。世界でも注目されているのが日本の国民皆保険制度です。紙の保険証を残すことが最善です。

日本高齢期運動連絡会は、マイナ保険証強制を日本の社会保障の根幹にもかかわる問題、全ての年齢の人々の人権保障の問題として、多くの団体や個人と連帯しマイナ保険証への強制移行に反対し、紙の保険証発行の継続を求めて政府に抗議し、改善を求めて活動してきました。

私たちは、高齢者大会参加者の総意として10日後に実施される保険証廃止に断固抗議します。

私たちは、紙の保険証の継続発行をもとめる行動を多くの団体、個人と共に取り組みます。

私たちは、12月2日、保険証廃止への抗議と継続発行を求めて、厚労省前で座り込み、集会を行い厚労省への要請行動を行います。

私たちは、マイナ保険証強制に抗議し、紙の保険証の継続発行を求める行動を全国各地で大きく展開することを呼びかけます。

2024年11月23日

第37回日本高齢者大会 in あいち